

相模原市監査委員公表第12号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第12項の規定により、平成29年2月20日に実施した行政監査の結果に基づき措置を講じた旨、市長から通知があったので、当該通知に係る事項を次のとおり公表する。

平成29年3月29日

相模原市監査委員 八木 智 明

同 坪井 廣 行

同 加藤 明 徳

同 寺田 弘 子

1 監査対象事務

地域防災計画における応急対策について～風水害等対策を主として～

2 監査の日程

平成28年10月5日から平成29年2月20日まで

3 措置に係る通知日

市長から通知があった日 平成29年3月15日

4 監査の結果及び講じた措置の内容

監査の結果	措置の内容
<p>(2) 施設修繕料に係る契約事務について</p> <p style="text-align: center;">【危機管理課】</p> <p>非常用発電設備に係る施設修繕料について調査したところ、平成28年3月にバッテリーの交換を行った8か所について、同一の相手方に同額の随意契約として2か所ずつ4件の修繕を発注し、それぞれの請求日及び支払日も同一となっている事例が見られた。これらは、相模原市契約規則(平成4年相模原市規則第9号)第27条第2項に規定されている「予定価格が30万円以下のとき」に該当することを根拠として、1者との随意契約を行っていたが、一括して発注していれば予定価格が100万円を超えることから、本来は指名競争入札に付すべき案件であった。</p> <p>随意契約は、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の2第1項第1号から第</p>	<p>平成28年10月5日から平成29年2月20日にかけて実施された行政監査における検討すべき事項につきましては、次のとおり改善措置を講じました。</p> <p>平成28年度も非常用発電設備の保守点検を実施し、バッテリー交換を行いましたが、13箇所分を一括して、相模原市契約規則に則り、平成29年2月2日に見積合わせにて契約いたしました。</p> <p>今後につきましても、バッテリー交換を含めた維持管理につきましても、緊急性も考慮した中で、計画的な修繕に努めるとともに、修繕時期の近いものは一括発注とし、入札や見積合わせなど契約規則に基づく適正な事務執行に取り組んでまいります。</p> <p>さらに、契約事務の執行を担当と副担当など複数で判断することで再発防止を図ったところです。</p> <p>今回の行政監査の結果を、2月24日に課内職員へ周知し、職員の契約事</p>

9号までに該当する場合に限り認められる例外的な契約方法であり、特に、業者の選定に当たり競争によらない1者随意契約とする判断は、主観的又は恣意的であってはならず、経済性及び公正性の観点から、より慎重に行わなければならない。今後は、契約事務の執行に当たり、市民への説明責任を果たせるよう透明性を確保するとともに、安易に1者随意契約とすることなく、入札等ができる余地はないか慎重に検討し、適正に事務を執行されたい。

務に対する意識改革を図るとともに、来年度当初に課内研修を実施し、適正な契約を遂行してまいります。